

相談

借金の悩み
無料相談会



弁護士や司法書士による
多重債務者無料相談会を開
催します。こころの健康相
談会も同時開催します。

※申し込み不要・秘密厳守
【問い合わせ先】高知県県
民生活・男女共同参画課

☎ 088・823・9653

この機会に「相談を
無料法律相談会

10月1日から始まる『法
の日』週間の行事の一環と
して、無料法律相談会を開
催します。

【日時】10月2日（木）
12時30分～15時まで受付
13時～17時まで相談

【場所】高知共済会館3階
（高知市本町5丁目3-20）

【問い合わせ先】

高知地方・家庭裁判所事務
局総務課庶務係

☎ 088・822・0576

判決と同じ効力
無料調停相談会

調停は裁判所で行われ、
話し合いによる解決を基本
としています。民事や家事
の紛争で困ったときに、裁
判よりも手軽に、早く、安
く活用できる制度で、公開
でないため、プライバシー
が守られます。また、成立
すれば裁判による判決と同
じ効力がある制度です。

【日時】9月12日（金）
9時30分～16時30分

※予約不要

【場所】高知市文化プラザ
かるぼーと2階（高知市九
反田2番1号）

【内容】①民事問題：交通
事故、金銭貸借、土地・建
物、公害等②家事問題：離
婚、財産分与、子どもの親
権、扶養、相続等

【問い合わせ先】

高知調停協会連合会

☎ 088・872・7884

（毎週月・水・金の9時～
16時まで）

職場のトラブル
解決サポート



雇用形態の変化などに伴
い、労働者と事業主との間
で、労働関係についての紛
争が増加しています。高知
労働局では、こうした個別
労働紛争に対する援助サ
비스を無料で提供し、解決
に向けてのお手伝いをして
います。職場のトラブルで
お困りのときは、総合労働
相談コーナーをご利用くだ
さい。

【問い合わせ先】高知労働
局総合相談コーナー

☎ 088・885・6027
0120・783・722

地籍調査

今年度は次の区域で
地籍調査を行います

地籍調査は、土地の戸籍
調査ともいうべき基礎的な
調査です。今年度は、次の
3地区で調査を行います。
ご協力をお願いします。

- ①土佐山田町西又の一部
（業者委託）
- ②香北町川ノ内・横谷の各
一部（業者委託）
- ③物部町大栃・柳瀬の各一
部

募金

日赤社資募金にご協力
ありがとうございます

日赤社資募金（香美市地
区）にご協力ありがとうございます
しました。皆さま方の善
意は、災害救助活動・献血
事業・赤十字ボランティア
活動や国際活動などに役立

てられています。

【募金額】26万9517円
（平成26年6月30日現在）

【問い合わせ先】

福祉事務所
☎ 53・3117

補助金・手当

健康づくりの取り組みを
応援します

香美市民の健康づくり活
動と、地域における人と人
のつながりを強める活動に

取り組む団体（5人以上）
に補助金を交付します。

【事業名】健康づくり地域
ネットワーク推進事業

【対象】30歳以上の香美市
民で構成される団体

【受付期間】

8月1日～8月29日

【補助金額】

1団体につき上限10万円

【選考方法】書類選考

【事業内容】

- 1、健康に関する運動や講
演会など
- 2、地域での人と人のつな
がりを強める活動

①団体内でのお互いの見守
り

②取り組んでいる事業への
勧誘

③地域住民に対するがん検
診の受診勧奨や健康に関す
る啓発

④地域内での訪問・声かけ
などによる独居高齢者等の
定期的な見守りなど

※1と2両方の事業を行う
こと（2の事業については
①～④のうち1つ以上）

【問い合わせ・申込先】

健康介護支援課 健康づく
り班 ☎ 52・9282

各種手当所得状況届 8月中に提出を！

児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当
・経過的福祉手当・特別児童扶養手当を受給して
いる方は、所得状況届の提出が必要です。対象者
は所得状況届を毎年8月中に提出してください。

各種手当のご案内

◆児童扶養手当

所得により金額が異なります。父母の離婚など
により、父または母と生計を同じくしていない
児童を養育している方等に支給されます。

※手当の受給から5年を経過する等の要件に該
当する方は、6月中に送付している一部支給停
止適用除外事由届出書を、この現況届と一緒に
毎年8月中に提出してください。

◆特別障害者手当

月額26,000円。心身に著しく重度の障害が
あり、日常生活において常時特別の介護を必要
とする20歳以上の方に支給されます。ただし
施設に入所している方や3カ月以上入院中の方
は申請できません。

◆障害児福祉手当

月額14,140円。心身に重度の障害があり、
日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の
方に支給されます。ただし、施設に入所して
る方や公的障害年金を受給している方は申請で
きません。

◆特別児童扶養手当

月額1級（重度）49,900円・2級（中度）
33,230円。心身に重度または中度の障害の
ある20歳未満の児童を監護している父母や療
育者の方に支給されます。ただし、対象児童が
施設に入所している場合や、公的障害年金を受
給している場合には申請できません。

※児童扶養手当以外の手当については、申請に診断書等
所定の書類が必要です。なお、各手当の障害程度基準
に該当しない場合や、受給資格者および扶養義務者の
前年所得が一定額を超える場合は受給できません。

◆問い合わせ・提出先

福祉事務所 ☎ 53-3117
香北支所 ☎ 52-9285
物部支所 ☎ 52-9288

